

第166回統計委員会 議事概要

1 日 時 令和3年7月30日（金）9:05～10:50

2 場 所 W e b 会議

3 出席者

【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、岩下 真理、川崎 茂、神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司、菅 幹雄、成田 礼子、山澤 成康

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、財務省大臣官房総合政策課企業統計分析官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

明渡大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、小山次長

政策統括官（統計制度担当）：吉開政策統括官、佐藤統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第151号の答申「農業経営統計調査の変更について」
- (2) 諮問第152号の答申「国民生活基礎調査の変更について」
- (3) 諮問第154号の答申「科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について」
- (4) 部会の審議状況について
- (5) 令和2年度統計法施行状況について
- (6) 「統計法第9条第4項ただし書きにおける「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」及び「統計法第45条の2ただし書における「委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」の改正について
- (7) 毎月勤労統計調査について

5 議事概要

- (1) 諮問第151号の答申「農業経営統計調査の変更について」

川崎産業統計部会長から資料1-1及び1-2に基づき、答申（案）の説明が行われ、原案のとおり採択された。

主な質疑は以下のとおり。

- ・答申案について賛同する。

これまでの経験から、農業経営の改善計画を立てる方には65歳以上の人や女性も多いと認識しているところ、本部会でも65歳という年齢を含めた副業的経営体について吟味していただき、部会長メモがまとめられたことは大変有意義だと考えている。また、青色申告をしている副業的経営体についても着目するという積極的な提案をしていただき、実態に即したものと考えている。

オンライン回答率が低い現状が再確認され、紙の調査票への記入の方が報告者にとって容易というポジティブな考えが確認されたが、今後の農業振興に向けて、デジタル化が適切に幅広く進んでいくことと、今後の本調査がオンラインで進めていけるということは、軌を一にしていることだと思うので、そのような方向性についても今回の答申を生かしていただければと思う。

→統計調査はEBPMの根底に立つ重要なものなので、今の御助言を踏まえしっかりと対応していく。

- ・生産費調査の調査対象区分について、経営統計調査と生産費調査の間で、対象区分が異なるというのがよく理解できなかった。答申に記載されているとおり、交付税算定のための調査として生産費調査が大事だというのはそのとおりかもしれないが、今回のような理由で、調査区分を合わせないという結論を出すのであれば、経営統計調査と生産費調査の関係はいったいどのようなものなのか。一つの調査である必要は無いのではないか。

→御指摘のとおり、調査の設計の単位で一つの調査として扱うというのも一案だが、本調査は元々複数の調査について、同類の調査を1つの傘の下に入れようという動きがあってこのような形になったものだったと思う。

基幹統計調査をどのようにまとめるかという問題は、この統計調査に限った話ではなく、調査を分けた方が良いのか、あるいは統合した方が良いのかという全体的な議論は、必要に応じて別の機会で考えた方がよいと考える。

→本調査は平成6年までは別調査として実施していたものであるが、一方で、当時、どちらの調査についても、農業経営に関する日々の活動内容を記帳していただくという点で同じ形式であったため、両調査を、一つにまとめることが効率的ではないかということで集約された経緯がある。

- ・当時の統合目的は、単に統計の数を減らすためではなく、効率的に統計を作ることになったと思うので、そのような視点についての認識が失われていることについての懸念を感じた。

→経営統計調査については、個人・法人とも、様々な営農類型を広く把握する形で実施されているが、生産費調査については、「個別経営体」が広く調査対象にしているのに対して、「組織法人経営体」については「米」「麦」「大豆」の品目に限定されている。仮に、生産費調査の区分を、経営統計調査と同様、「個人経営体」「法人経営体」にした場合、現在「個別経営体」の中で広く調査対象とされている一戸一法人が「法人経営体」に区分されることになり、結果として、「米」「麦」「大豆」の品目に限定されるといった問題も生じ、時系列を含めた利活用上の懸念もある。そういったことも踏まえ、現状のままとした方がよいのではないかという判断があったものと認識している。

→統計調査の統合の問題は、今まとめられる話ではないので、違う場で議論いただくことは必要かと思うが、今回の諮問については、このとりまとめで問題な

いかと考えている。

- ・今回の変更計画の最も大きな点は、ロングフォーム・ショートフォームの導入による調査の重点化で、必要な情報を、効率良く把握するとともに、報告者負担の大幅な軽減になるものと期待。

加えて、答申とは別の扱いになるが、農林業センサスにおいて用いられている経営体区分の再検討について、農林水産省においては、次回の農林業センサスの計画策定に向けて検討を進めていただくことを望む。

(2) 諮問第152号の答申「国民生活基礎調査の変更について」

津谷人口・社会統計部会長から資料2に基づき、答申（案）の説明が行われ、原案のとおり採択された。

主な発言は以下のとおり。

- ・日常生活における機能制限に関する調査事項の追加については、障害者統計の充実及び国際比較可能性の向上を図るため、重要な取組と認識している。一方、本調査事項との類似項目との重複、相違については、調査結果を踏まえ整理を行っていただきたい。オンライン調査の導入については、調査の効率化や回収率の向上につながるものと思う。回収率向上に向けた取組は引き続き実施・検証し、特に、オンライン調査については、令和5年の全国導入に向け、必要な改善を行うとともに、導入に伴う結果への影響を分析し、導入効果の検証をお願いする。

(3) 諮問第154号の答申「科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について」

椿サービス統計・企業統計部会長から資料3に基づき、審議状況と答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。

主な質疑は以下のとおり。

- ・科学技術研究調査の調査期日について、3月末から6月初めに変更になるということであるが、研究者の数は、期日を変更することにより影響を受ける可能性があり、統計の連続性の観点から問題はないか。
→調査期日は6月1日にそろえるが、研究者数の基準日自体は、3月末から変更はない。企業の属性等は6月1日が基準日となる。
- ・調査結果を公表する際には、各項目の調査基日が分かるよう記述してほしい。
→公表時は、誤解のないように措置したい。
- ・科学技術研究調査、経済産業省企業活動基本調査及び経済構造実態調査を統一して実施することであるが、調査票について、回答者がどの産業に属するか、どの調査項目に回答するかについても統一されているか。
→企業の種類、事業の内容については、経済構造実態調査の回答を転写するため、統一して対応している。
- ・表章について、科学技術研究調査と経済産業省企業活動基本調査では産業分類の表章区分が異なるのではないか。
→経済構造実態調査の表章は、日本標準産業分類の小分類レベルで細かくなっている。科学技術研究調査は、同分類の中分類に準じた形で公表している。客体数等

で分類のレベル感は異なるが、日本標準産業分類に準じて対応している。

→経済産業省企業活動基本調査は、従来は母集団情報として独自名簿を使用していたが、事業所母集団データベースに変更することによって、経済構造実態調査及び科学技術研究調査と同様の分類体系で調査を実施する。ただし、経済産業省企業活動基本調査の場合は、実査で把握した企業ごとの小分類別の売上高の大きさによって、当該年次におけるその企業の格付を再度行うため、調査以前の企業の格付と調査実施後の企業の産業格付に差異が発生する可能性がある。

・変更点については、ユーザー側へ説明する必要があるのではないか。

→誤解が生じないように利用上の注意等に記載したい。

・経済構造実態調査を含めた3調査の同時・統一的実施については、調査の重複是正や報告書負担の軽減にとどまらず、他の企業統計調査の重複是正の取組の第一歩となることが期待される。また、科学技術研究調査については、今回の変更により複数の調査事項が追加されるため、今後の課題にあるとおり、調査実施者には、報告者負担の実態を適切に把握し、調査事項の削減等の必要性を含めて検討を行っていただきたい。

(4) 部会の審議状況について

① 津谷人口・社会統計部会長から資料4-1に基づき、人口・社会統計部会の審議状況について、説明が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

・資料4-1の東京都への調査の移管に伴う調査系統の変更について、東京都への移管は大変重要なターニングポイントだと受け止める。厚生労働省と東京都が協議しながら、東京都が主体的に調査を行う体制に円滑に移行できる見通しとなっており、東京都からも力強い発言があったと伺い、自治体の関係者として心強く思う。東京都には引き続き厚生労働省と調整した上、令和4年1月分調査からの主体的な調査の取組を応援させていただきたい。

・抽出率の逆数について、テクニカルな話だが、統計委員会の評価分科会でも関心事である。厚生労働省での検討が終了した後、報告いただきたい。

・厚生労働省の研究会の進捗、議論の進展はどのようになっているか。

→短期的なスケジュールと長期的なスケジュールに分け課題を順次検討している。ワーキンググループでは、今年度はベンチマークの方針を中心に議論し、来年度以降の検討課題の中に標本抽出の方法や復元の方法の検討も挙げており、御指摘も踏まえ、検討を進めていきたい。

・今回諮問された変更点は、毎月勤労統計に関して残された課題のうち、「速やかに取り組む課題」に相当するもので、部会において一定の方向性を整理いただいたと評価する。

② 宮川国民経済計算体系的整備部会長から資料4-2に基づき、国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、説明が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

・資料の22ページの一次年次推計の配分比率については、コロナ禍で消費の構造が

大きく変わっているので、需要側の情報を使って修正するという方向性自体は正しいと思うが、そこから出てきた数字はその数字だけではどういうものか、どこまで信じていいのかわからない。可能であれば、需要側を使って配分を調整した場合としなかった場合の2種類ぐらいの推計を行い、数字がどのように変わるのかをお示しいただくことにより、その数字がどういうものか明確になるのではないと思う。時間やリソースに制約があるのは承知しているが、こうした推計を行うことにより、ここでやろうとしていることの意味がよく分かって、かつ、安心してGDPの統計が使えるようになるのではないか。

→我々も御提案を踏まえ、関連する先行論文や消費、需要側に係る各種統計の利用可能性など、今回採用する手法についての妥当性も含めて検証していきたいと思う。

・今、白塚委員がおっしゃったことは、QEではダミー変数を入れた場合と入れなかった場合というような形にして、国民経済計算体系的整備部会で御報告いただいている。白塚委員の御提案、内閣府が今度やろうしていること、それから何もしなかった場合の3種類ぐらいを比較して、それぞれの信頼性をしかるべき時に確かめていただくということだと思うので、内閣府にはよろしく願いたい。

→検証を進めてまいりたい。

・分配面の四半期別GDP速報に関する検討については、残された課題を短期と中長期に切り分けた上で検討を継続するとの御報告だった。精度の確保など依然として課題はあるようだが、是非、これまでの研究成果を生かす出口を見いだしていただきたい。

・国内家計最終消費支出の統合比率に関する検討については、内閣府ではひとまず品目の細分化を通じた検証を予定しているとの御報告だった。細分化によりどの程度の効果が期待されるかにも依存するので、その点も踏まえて議論を尽くしていただきたい。

・QEにおける新型コロナウイルス対応等については、既に委員会にも複数回にわたって御報告頂いている内容。新型コロナウイルス対応はまだまだ続くので、引き続き適切に対応するようお願いしたい。

・2020年度第一次年次推計配分比率の調整については、この課題も広い意味では新型コロナウイルス対応である。年次推計での対応は初めてのこととなるので、手探りとなる面もあろうかと思われるが、より良い推計に向けて、工夫を重ねていただくようお願いしたい。

・最後に、財分野の生産物分類（2021年生産物分類策定研究会決定）について、サービス分野に続き、財分野の生産物分類が取りまとめられたとの御報告だった。これは、SUT体系への移行に向けた土台を構成するものであり、山をまた一つ越えた格好となる。ここに至るまでの関係者の皆さんの御尽力に感謝したい。

(5) 令和2年度統計法施行状況について

資料5をもって総務省から令和2年度の統計法施行状況報告を受けたものとし、審議は企画部会に付託することとなった。

(6) 「統計法第9条第4項ただし書きにおける「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」及び「統計法第45条の2ただし書における「委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」の改正について
事務局（統計委員会担当室）から資料6に基づき、統計委員会決定の形式的な改正について説明が行われ、原案のとおり了承された。

(7) 毎月勤労統計調査について
厚生労働省から資料7に基づき、毎月勤労統計調査の時系列比較のための推計値（賞与の集計）について、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 今回の作業で時系列比較のための推計値の作業は完了。一連の不適切事案への対応が一段落し、安堵している。今後は地方調査分も含め厚生労働省で電磁的記録媒体の一元管理を行うということで、厳格なデータ管理を行っていただきたい。

次回の統計委員会は8月27日（金）午前に開催予定であり、実開催の場合には、若松庁舎の7階大会議室を予定している旨、事務局から案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>